

那須塩原市体育施設等 指定管理者提案要項

令和7（2025）年6月
那須塩原市教育委員会

那須塩原市は、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第230号）第2条の規定により、次のとおり当該施設を管理する指定管理者の候補者を募集する。

I 対象施設の概要

1 施設の設置目的

市民のスポーツ活動の推進を図り、健康増進と体力向上の用に供することを目的とする。

2 施設の概要

(1) 石川スポーツグラウンドくろいそ（くろいそ運動場）

所在地	那須塩原市上厚崎664番地
土地総面積	108,679㎡

①体育館

施設概要	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積2,166.4㎡
設置年度	昭和51年度
年間利用者数	令和6年度63,618人
年間利用日数	令和6年度356日
施設内容	・アリーナ 延床面積1,372㎡ ・トレーニングルーム 延床面積100㎡ ・ステージ 延床面積122㎡ ・トイレ、更衣室、器具庫、倉庫、ホール、観客室など
主な付属建物・施設	・駐車場約2,000㎡ ・受水槽・高架水槽

②武道館

施設概要	鉄骨造平屋建一部2階建 延床面積1,530.82㎡
設置年度	平成2年度
年間利用者数	令和6年度17,500人
年間利用日数	令和6年度333日
施設内容	・柔道場2面 延床面積476㎡ ・剣道場2面 延床面積476㎡ ・会議室 延床面積85㎡ ・事務室、トイレ、観客席等
主な付属建物・施設	駐車場約3,000㎡

③野球場

施設概要	施設面積18,900㎡
設置年度	昭和50年度（平成30年度大規模改修）
年間利用者数	令和6年度12,307人（内夜間照明871人）
年間利用日数	令和6年度132日（内夜間照明31日）
施設内容	夜間照明4基 スコアボード鉄骨造

主な付属建物・施設	・野球場男子トイレ 延床面積23.36㎡ ・野球場女子トイレ 延床面積27.82㎡ ・倉庫1 延床面積85.99㎡ ・倉庫2 延床面積85.99㎡ ・倉庫3 延床面積57.15㎡ ・本部席 延床面積63.69㎡ ・審判用控室 延床面積16.67㎡ ・湯沸室 延床面積17.91㎡ ・医務室 延床面積11.94㎡ ・観客席 762席
-----------	--

④テニスコート

施設概要	施設面積15,440㎡
設置年度	昭和48年度
年間利用者数	令和6年度70,751人（内夜間照明17,837人）
年間利用日数	令和6年度353日（内夜間照明334日）
施設内容	砂入人工芝コート20面（内夜間照明12面）観客席8面分
主な付属建物・施設	・コートハウス（鉄筋コンクリート造2階建）延床面積182.54㎡ ・テニスコート入口側トイレ（木造1階建）延床面積27.13㎡ ・西側駐車場約3,000㎡

⑤補助球場

施設概要	施設面積25,000㎡
設置年度	昭和47年度
年間利用者数	令和6年度8,860人
年間利用日数	令和6年度233日
施設内容	ソフトボール4面
主な付属建物・施設	・ジョギング用夜間照明 ・倉庫 4棟 ・東側駐車場約5,000㎡

⑥その他主な施設

施設概要	・管理棟（鉄筋コンクリート造2階建）延床面積650.99㎡（事務室、トイレ、会議室1、2、3、和室、倉庫等） ・調整地
------	--

(2) 那珂川河畔運動公園

所在地	那須塩原市黒磯字川原地内
土地総面積	77,985㎡

①野球場

施設概要	施設面積19,020㎡
設置年度	昭和60年度・平成元年度
年間利用者数	令和6年度6,306人
年間利用日数	令和6年度250日
施設内容	野球場2面
主な付属建物・施設	・簡易循環トイレ 1棟 ・駐車場約12,400㎡

②ソフトボール場

施設概要	施設面積16,376㎡
------	-------------

設置年度	昭和59・60年度
年間利用者数	令和6年度7,970人
年間利用日数	令和6年度175日
施設内容	ソフトボール場3面
主な付属建物・施設	・倉庫 1棟 ・簡易循環トイレ 1棟

③サッカー場

施設概要	施設面積10,140㎡
設置年度	平成10年度
年間利用者数	令和6年度2,525人
年間利用日数	令和6年度30日
施設内容	天然芝グラウンド（サッカー1面、ティフトン）
主な付属建物・施設	倉庫 1棟

④ラグビー場

施設概要	施設面積8,253㎡
設置年度	平成14年度
年間利用者数	令和6年度1,645人
年間利用日数	令和6年度58日
施設内容	天然芝グラウンド（ラグビー1面、野芝）
主な付属建物・施設	・倉庫 1棟 ・砂利駐車場約250㎡

(3) 那珂川河畔公園プール

所在地	那須塩原市黒磯362番地
施設概要	施設面積5,000㎡
設置年度	昭和47年度（平成21年度大規模改修）
年間利用者数	令和6年度5,365人
年間利用日数	令和6年度34日
施設内容	屋外施設 ・25mプール（FRP） 水面積300㎡ ・変形プール（FRP） 水面積447.8㎡ ・幼児プール（コンクリート） 水面積299.1㎡
主な付属建物・施設	・管理棟（鉄筋コンクリート造1階建）延床面積230㎡（事務室、更衣室、トイレ、救護室） ・機械室（鉄筋コンクリート造1階建）延床面積19.4㎡ ・ろ過器 2基 ・次亜塩素酸ソーダ貯槽 1器 ・駐車場約100㎡

(4) フードリエサッカーフィールド青木（青木サッカー場）

所在地	那須塩原市青木101番地
土地総面積	179,096㎡

①体育館

施設概要	鉄骨造り平屋延べ床面積762.36㎡
設置年度	昭和63年度
年間利用者数	令和6年度9,610人
年間利用日数	令和6年度357日
施設内容	アリーナ床面積726㎡、器具庫
主な付属建物	・駐車場約5,000㎡

物・施設	
------	--

②グラウンド

施設概要	施設面積 29,561㎡
設置年度	平成21年度 グラウンドB（平成31年度人工芝） 平成23年度 グラウンドC（夜間照明あり） 平成25年度 グラウンドA
年間利用者数	令和6年度 56,976人（内夜間照明 15,310人）
年間利用日数	令和6年度 337日（内夜間照明 318日）
施設内容	グラウンドA {サッカー1面（少年サッカー2面）、人工芝} グラウンドB {サッカー1面（少年サッカー2面）、人工芝} グラウンドC {サッカー1面（少年サッカー2面）、人工芝}
主な附属建物・施設	・管理棟（鉄筋コンクリート造1階建） 延床面積 401.62㎡ ・渡り廊下（木造） 建物面積 52.88㎡ ・食事棟（木造1階建） 延床面積 81.0㎡ ・トイレ（木造1階建） 延床面積 45.04㎡ ・倉庫（木造1階建） 延床面積 50.0㎡ ・受水槽 ・物置（鉄骨造1階建） 21.83㎡ ・倉庫（鉄骨造1階建） 43.66㎡ ・トイレ（鉄骨造1階建） 40.7㎡ ・第2駐車場 7,957㎡ ・練習グラウンド 3,122㎡

③その他主な施設

施設概要	・器具庫（木造1階建） 延床面積 24.84㎡ ・東屋（木造1階建） 建物面積 20.7㎡ ・炊事場棟（鉄骨造1階建） 建物面積 184.96㎡ ・バンガロー棟（木造1階建） 延床面積 31.47㎡ ・薪小屋（コンクリートブロック造1階建） 建物面積 20.0㎡ ・調整池
------	---

(5) 塩原運動公園

所在地	那須塩原市中塩原 1108番地 2
土地総面積	48,597.0㎡

①運動広場

施設概要	施設面積 19,875㎡
設置年度	昭和51年度
年間利用者数	令和6年度 74人
年間利用日数	令和6年度 4日
施設内容	陸上トラック 300m（ソフトボール場2面）
主な附属建物・施設	・倉庫（軽量鉄骨造1階建） 延床面積 39.66㎡ ・駐車場 約 1,100㎡

②野球場

施設概要	施設面積 22,082㎡
設置年度	昭和45年度
年間利用者数	令和6年度 1,555人
年間利用日数	令和6年度 49日
施設内容	野球場 1面（ソフトボール場2面）

主な附属建物・施設	・トイレ（鉄筋コンクリート造1階建） 延床面積30.63㎡ ・駐車場約3,400㎡
-----------	--

③テニスコート

施設概要	施設面積2,098㎡
設置年度	昭和56年度
年間利用者数	令和6年度64人
年間利用日数	令和6年度12日
施設内容	ハードコート3面

(6) MIYAZAWA関谷南パーク（関谷南公園）

所在地	那須塩原市下田野420番地1
土地総面積	25,893.0㎡

①野球場

施設概要	施設面積9,025㎡
設置年度	昭和58年度
年間利用者数	令和6年度10,681人（内夜間照明4,260人）
年間利用日数	令和6年度234日（内夜間照明108日）
施設内容	野球1面
主な附属建物・施設	・夜間照明4基 ・野球場北側トイレ（木造1階建） 延床面積18.58㎡ ・調整地公園 ・審判記録棟（鉄骨造1階建） 延床面積24.86㎡

②げんき広場

施設概要	鉄筋造1階建 施設面積2,184.0㎡
設置年度	平成16年度
年間利用者数	令和6年度3,501人
年間利用日数	令和6年度89日
施設内容	ゲートボール場4面（クレーコート）、事務室、更衣室、倉庫、トイレ
主な附属建物・施設	・管理棟（軽量鉄骨造1階建） 延床面積66.43㎡ ・駐車場約1,100㎡

③その他主な施設

施設概要	・公園南側トイレ（木造1階建） 延床面積19.83㎡ ・駐車場約700㎡ ・遊具（ブランコ、滑り台など）
------	--

(7) 塩原B&G海洋センター

所在地	那須塩原市上塩原604番地
土地総面積	12,011.0㎡

①体育館

施設概要	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積1,834.3㎡
設置年度	平成6年度
年間利用者数	令和6年度9,465人
年間利用日数	令和6年度300日
施設内容	・アリーナ 延床面積852.8㎡ ・ミーティングルーム 延床面積57.0㎡ ・サブアリーナ 延床面積430.5㎡ ・事務室、器具庫、更衣室、トイレ、ホール
附属建物・施	・機械室（コンクリートブロック造） 延床面積33.11㎡

設	・駐車場 約2,000㎡ ・受水槽 ・調整地
---	------------------------------

②プール

施設概要	鉄骨上屋付プール 施設面積833㎡
設置年度	平成6年度
年間利用者数	令和6年度2,232人
年間利用日数	令和6年度104日
施設内容	25mプール（6コース） 水面積375㎡ 幼児プール 水面積36㎡
主な付属建物・施設	ろ過器 1基

(8) 三和住宅にしなすのスポーツプラザ（にしなすの運動公園）

所在地	那須塩原市高柳10番地
土地総面積	122,378.36㎡

①体育館

施設概要	鉄筋コンクリート2階建一部鉄骨造り 延べ床面積4,772.10㎡
設置年度	平成9年6月19日
年間利用者数	令和6年度82,758人
年間利用日数	令和6年度357日
施設内容	・メインアリーナ 延床面積1,476.60㎡ ・サブアリーナ 延床面積472.50㎡ ・トレーニングルーム 延床面積 170.98㎡ ・研修室 延床面積 120.96㎡ ・幼児室、観客席300席、更衣室（男女各ロッカー50個）、シャワー室（男女各4基）、トイレ、ミニラウンジ、エントランスホール、放送室、事務室、器具庫、機械室、倉庫など
主な付属建物・施設	・受水槽（容量13㎡） ・屋外キュービクル（容量550kVA） ・非常用予備発電装置（容量47kVA）

②プール

施設概要	鉄筋コンクリート2階建一部鉄骨造り 延べ床面積1,877.62㎡
設置年度	平成元年3月1日
年間利用者数	令和6年度23,357人
年間利用日数	令和6年度306日
施設内容	屋内施設 ・25mプール（側面：FRP、底面：コンクリート、7コース） 水面積 375㎡ ・幼児プール 水面積 24.79㎡ ・ジャグジープール 水面積 19.8㎡ ・男女更衣室、男女シャワー室、男女トイレ、見学室、機械室、倉庫、採暖室など

③多目的運動広場

施設概要	施設面積 24,000㎡
設置年度	昭和63年度

年間利用者数	令和6年度12,152人
年間利用日数	令和6年度128日
施設内容	野球2面、ソフトボール4面、陸上400m、走り幅跳び
主な付属建物・施設	・運営事務室 延床面積159.65㎡ (会議室、事務室、放送室、救護室など) ・審判記録棟 24.86㎡ 2棟 ・倉庫 1棟

④屋外バスケットボールコート

施設概要	施設面積988㎡
設置年度	令和7年度
年間利用者数	令和6年度0人 ※令和7年度4月供用開始
年間利用日数	令和6年度0日 ※令和7年度4月供用開始
施設内容	バスケットコート1面（ゴール2基）
主な付属建物・施設	・コート外練習用ゴール 1基 ・休憩用ベンチ ・防球ネット

⑤その他主な施設

施設概要	・管理事務所 延床面積335.63㎡ ・屋外トイレA 延床面積41.5㎡ ・屋外トイレB 延床面積65.61㎡ ・倉庫 延床面積90.0㎡ ・職員用駐輪場 延床面積159.65㎡ ・車庫兼倉庫 延床面積218.21㎡ ・駐輪場 延床面積103.6㎡ ・正面舗装駐車場 約2,000㎡ ・国道4号側臨時駐車場 約5,000㎡ ・自由広場 6,820.0㎡ ・ジョギングコース 専用舗装500m ・ジョギング用夜間照明、ファミリー広場、せせらぎ水路、噴水など
------	--

3 実績

(1) 指定管理料（過去3年間）

令和4年度 214,680,850円

令和5年度 215,031,472円

令和6年度 229,149,038円

※利用料金制は採用していない。

※令和5年度は、運営事業者破綻による指定管理者の取消があったため、指定管理料及び取消後の業務委託料等の費用合算による参考値となる。

※三島体育センター分含む。

II 管理運営の条件

1 管理の基本方針

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的扱いをしないこと。
- (3) 利用者の安全対策を徹底すること。

- (4) 利用者や地域住民の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- (5) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。

2 管理の基準

別紙仕様書のとおり

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする（詳細については、仕様書のとおり）。なお、指定管理者が指定管理業務を一括して第三者に委託することは認めないが、部分的な業務については、専門の事業者にも再委託することは可能とする。再委託は地元企業を優先的に発注すること。

また、指定管理者の故意又は過失により施設等を損傷し又は滅失した場合、又は指定管理者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

ついては、指定管理者による損害賠償の履行を確保するため、下表の条件の施設賠償責任保険、市が加入する保険と同等の車両任意保険、現金保管輸送保険等に加入すること。

	支払限度額	免責金額
人身障害	・ 1 名 1 億円以上 ・ 1 事故 2 億円以上	・ 1 事故 0 円
財物損壊	・ 1 事故 3 千万円以上	・ 1 事故 0 円

(1) 施設の設備運営に関する業務

- ア 施設の開館(場)及び閉館(場)に関すること
- イ 利用の受付、許可、取消し及びその他体育施設の利用に関すること
- ウ 利用料金の決定及び徴収に関すること
- オ 体育備品等の貸出しに関すること
- カ 事故防止及び早期発見のための施設の巡回
- キ その他運営に伴う業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設・設備の維持保守管理に関すること
- イ 備品等の保守管理に関すること
- ウ 附属施設・設備の維持保守管理に関すること
- エ 駐車場の管理に関すること

(3) その他業務

- ア 事業報告書等の作成
- イ 個人情報保護等の措置
- ウ 教育委員会等関係機関との連絡調整
- エ その他日常業務の調整

【参考資料】

- ・ 那須塩原市体育施設条例
- ・ 那須塩原市都市公園条例
- ・ 那須塩原市 B & G 海洋センター条例

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間を予定）

- (1) 指定の期間は、議会の議決を経て、正式に確定する。
- (2) 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条第1項の規定に基づき、指定後であっても、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

5 利用料金と管理運営に要する経費

(1) 利用料金制度

施設の使用料については、自治法第244条の2第8項に基づく利用料金として指定管理者の収入とする。

利用料金は、那須塩原市都市公園条例、那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原B＆G海洋センター条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。なお、指定管理者は利用料金の設定にあたっては、利用率の向上、サービスの向上に配慮するものとする。また、指定管理者は、利用料金を定め、又は変更するときは、その利用料金の額を、利用者が確認できる方法で周知しなければならない。

利用料金の承認基準については、以下のとおりとする。

ア 利用料金の額が条例に定める範囲内であること。

イ 利用料金の額の算出根拠が十分であること。

ウ 事業計画書及び収支予算書の内容が適正であること。

エ その他公の施設の利用料金として妥当であると認められること。

(2) 管理運営に要する経費

指定管理者の管理運営に要する経費は、体育施設等の維持管理に必要な経費のほか、協定で定められた事業計画に基づき指定管理者が行う事業に要する経費が含まれる。

応募者は自らが管理した場合における①管理経費から②利用料金を差し引いた③指定管理料を提案するものとする。

(指定管理者の支出)

(指定管理者の収入)

①管理経費 (体育施設等の維持管理) 管理運営に要する経費（指定管理者のノウハウにより縮減可能な額）	② 利用料金 施設利用料金等収入（指定管理者のノウハウにより増収可能な額）
	③指定管理料 (市が支払う委託料)

(3) 指定管理料（委託料）の基準額

指定期間5年間の指定管理料の提案上限額は、1,121,705,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、この上限額を超えた提案者は失格とする。

また、提案額は指定期間における指定管理料の上限額とし、各年度の指定管理料は指定管理者の提案額を基準に、市と指定管理者が協議を行い年度ごとに

決定する。

なお、各年度の指定管理料決定のための協議の際に、指定管理者による運営の水準が、募集要項、仕様書、事業計画書、協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがある。減額の基準・手続等については、協定で定める。

【参考】 別紙2 指定管理料積算内訳等 (P18)

(4) 条例改正に伴う使用料の変更

条例に定める利用料金の額の範囲については、条例改正（使用料の額の見直し）により変更となることがある。この場合、条例改正後の事業計画書、指定管理料及び利用料金の額については、以下のとおり対応する。

ア 指定期間開始前に条例改正により使用料の額が変更された場合

- ① 提案時の事業計画書、指定管理料及び利用料金の額については、公募開始時点の使用料の額に基づき算出する。
- ② 事業計画書及び指定管理料については、条例改正の趣旨を踏まえ、市と指定管理者で協議し変更する。
- ③ 利用料金の額については、協議後の事業計画書及び指定管理料に基づき申請する。

イ 指定期間中に条例改正により使用料の額が変更された場合

- ① 条例改正後の利用料金の額については、条例改正の趣旨を踏まえ、変更を指示することがあり、変更後の額については市と指定管理者で協議する。
- ② 条例改正後の指定管理料の取扱いについては、利用料金の額の変更による収入の増減等を考慮し、年度末に市と指定管理者で協議する。

(5) 利用料金の減免

那須塩原市都市公園条例、那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原 B & G 海洋センター条例で定めるところに従い、利用料金を減額又は免除することとする。減額又は免除による利用料金収入の減収分については、市が支払う指定管理料に含まれているものとし、別途補填は行わない。

(6) 利用料金の減額又は還付

那須塩原市都市公園条例、那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原 B & G 海洋センター条例で定めるところに従い減額又は還付することができる場合には、利用料金を減額又は還付することとする。

(7) 利用料金の額の変更

利用料金の額の変更について、指定管理者は合理的根拠を示した上で、利用料金の変更案を市へ提案することができる。ただし、頻回な変更(料金改定から概ね半年間)により利用者の混乱を招くおそれがあると判断される場合は、市は提案を受け付けないことがある。

(8) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者からの事業報告書と請求書の提出に基づき分割して支払う。なお、支払方法・回数等については市と指定管理者で協議の上定める。

(9) 剰余金及び減収の取扱い

市が示した基準に従って実施した指定管理業務の中で、指定管理者の経営努力により生じた利益を指定管理者が収受することを妨げない。一方で、利用料金収入の減少等により損失が生じた場合についても、原則として指定管理料による補填は行わない。

ただし、その利益が過大であると認められる場合には、指定管理者による施

設利用者へのサービス改善のための新たな投資等について協議するものとし、年度途中に発生した災害その他指定管理者の責めに帰することのできない理由により減収が発生した場合の取扱いについては、市と指定管理者が協議することとする。

また、指定管理者は、利用料金収入により管理経費総額を全て賄えると市が判断した場合には、指定管理料の減額に応じなければならない。

(10) 修繕費の取扱い

指定管理者は、施設、設備等の不具合（軽微なものを除く。）を発見した場合は、速やかに市に連絡すること。

施設、設備等の修繕は、指定管理者がその負担で遅延なく実施しなければならない。ただし、資本的支出に該当する場合、修繕に係る見積額が1件300千円以上となる場合又は後述する年間修繕料を超えることとなる場合は、市の負担において修繕するよう協議を求めることができる。

指定管理者がその負担で行う年間修繕料の目安は、次のとおりとする。当該年間修繕料は、指定管理料に含まれるものとし、実際に支出した修繕料の額が当該年間修繕料の額を下回る場合は、毎年度精算を行い、その差額を市に返還しなければならない。

年間修繕料 6,000千円

なお、行った修繕すべての報告を定期的に提出すること。

(11) 樹木伐採費の取扱い

樹木の伐採の費用は、指定管理者が負担すること。また、樹木を伐採するときは事前に市と協議すること。

(12) 指定管理者が変更となる場合の取扱い

ア 使用料の帰属（過去の年度をまたいで使用料が前納された場合）

使用料制から利用料金制に移行する施設において、新指定管理者の指定期間に係る施設の利用を旧指定管理者が許可し、旧指定管理者の指定期間内に使用料が納付された場合は、新指定管理者に交付しないものとする。

イ 利用料金の帰属

① 新指定管理者の指定期間に係る施設の利用を旧指定管理者が許可し、旧指定管理者の指定期間内に利用料金が納付された場合は、納付を受けた旧指定管理者が預り金として保管し、新指定管理者の管理となった時点で引継ぎを行うこと。

② 旧指定管理者の指定期間に係る施設の利用料金については、旧指定管理者に帰属するものとする。

6 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するために、本施設を活用し自主事業を実施することができる。なお、実施に当たっては、事前に教育委員会の承認が必要となる。

(1) 自主事業とは、指定管理者が施設内において、施設の設置条例で定める使用料以外の料金を利用者から徴収するなどして収入を得る事業をいう。市が想定する参考例は次のとおり。

ア スポーツの教室や講習会などの企画及び実施

イ 自動販売機設置（酒類及びタバコは除く）

ウ 利用者サービスの向上を目的とした飲食物の販売（キッチンカー等による販売も可とする）

エ 利用者サービスの向上を目的とした物品販売（スポーツ用品等）

- (2) 自主事業の実施により収入を得た場合、その収入は指定管理者に帰属する。
なお、実施に要する経費は指定管理料には含まない。
- (3) 自主事業実施の可否は、施設の設置目的に照らして判断することになるが、
設置目的を踏まえて相応しくないと判断される事業の場合は、実施を承認しないことがある。
- (4) 自主事業実施の際の施設使用料は免除とするが、本来業務（指定管理業務）
に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。
- (5) 事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合は、申請そのものを
辞退する可能性がある団体等は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

Ⅲ 申請の手続

1 申請書の提出

- (1) 提出期限
令和7年7月24日（木）17時（必着）
- (2) 提出先 那須塩原市教育委員会スポーツ振興課
住所：那須塩原市あたご町2番3号
電話：0287-37-8749
FAX：0287-37-5479
E-mail：sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp
- (3) 提出部数 紙媒体2部（正本1部、副本1部）
及び提出書類一式の電子データ（副本1部）
- (4) 提出方法 上記の提出先に持参又は郵送すること。
なお、電子データについては、データをCD-ROMまたはDVD-ROM
に保存して提出すること。

2 申請資格等

指定管理者の指定申請を行う者（共同事業体による申請にあつては、全ての構成団体）は、次の資格を満たすことを要する。

- (1) 国内に事務所又は事業所を所有する法人その他の団体
- (2) 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者
 - ウ 自治法施行令第167条の4の規定により本市における一般入札等の参加を制限されている者
 - エ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1号、第5号又は第6号に該当する者
 - カ 国税又は那須塩原市の市税を滞納している者
- (3) 次のいずれにも該当する団体であること。
 - ア 施設の運営が住民の平等利用を確保することができる団体であること。
 - イ 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる団体であること。

ウ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。

3 提出書類等

(1) 申請に当たっては、次の書類を提出すること。所定の様式に記入しきれない場合は、適宜書類を追加すること。

- ア 指定申請書（様式第1号）
- イ 当該施設の事業計画書（様式第2号）
- ウ 当該施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
- エ 定款その他の根本規則の写し及び登記簿謄本（法人である場合に限る。）
- オ 法人等の直近3年分の決算書（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- カ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- キ 国税及び那須塩原市税（市内に事業所を有する場合に限る。）の納税証明書
- ク その他必要な書類

(2) 申請に当たっては次の事項に留意すること。

- ア 提出書類の変更の禁止
提出期限後においては、提出書類の内容変更は原則認めないこととする。
- イ 虚偽の記載をした場合の失格
提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする場合がある。
- ウ 提出書類の取扱い
提出書類は、理由の如何に関わらず返却しないこと。
- エ 申請の辞退
書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- オ 提出書類の著作権及び公表
提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類については、その全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- カ 費用負担
申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。
- キ 追加書類の提出
市は、提出された書類の補足する資料の提出を求める場合がある。
- ク 重複申請の禁止
共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと又は、単独の申請者となっていないこと。

4 現地説明会等

下記施設の現場の状況等について見学会を次のとおり開催する。なお、説明会への出席は任意とし、指定申請の要件ではない。

- (1) 日時：令和7年7月4日（金）9時00分～
- (2) 場所：三和住宅にしなすの（にしなすの運動公園）9時00分～
石川スポーツグラウンドくろいそ（くろいそ運動場）10時30分～
フードリエサッカーフィールド青木（青木サッカー場）13時30分～
塩原B&G海洋センター 15時00分～
- (3) 参加人数：1団体2名以内

- (4) 申込方法：参加申込書を6月30日（月）17時までに、前記Ⅲ「申請の手続」1(2)へファクシミリ又は電子メールで送付のこと。
- (5) その他：時間は予定、施設間の移動は各自手配のこと。

5 質問事項の受付

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問受付
 - ア 令和7年7月1日（火）～7月15日（火）17時の期間
 - イ 質問は、質問票により行う（電話、口頭による質問は受け付けない。）。
 - ウ 質問票は、前記Ⅲ「申請の手続」1（2）へファクシミリ又は電子メールで送付のこと。
- (2) 回答方法
 - 質問に対する回答は、電子メールにより令和7年7月18日（金）17時までにを行う。質問した法人等だけでなく、申請を予定している全法人等を対象に行うため、配信を希望する法人等は、事前に連絡すること。

Ⅳ ヒアリング・選定基準

応募団体に対するヒアリングを実施する。ヒアリング内容をもとに選定委員会で審査し、指定管理者候補者を選定する。

【選定基準】

- 1 **施設の管理運営能力（配点）30点**
 - ・申請団体の経営状況：10点
 - ・管理運営に係る人的・物的体制20点
- 2 **住民サービスの向上（配点）40点**
 - ・利用者の平等な利用の確保：10点
 - ・利用者に対するサービスの向上：15点
 - ・施設の効果的な活用：15点
- 3 **管理経費の縮減（配点）30点**
 - ・指定管理料の提案額：30点

【ヒアリング日程】

令和7年8月頃に実施する。1団体あたり30分程度。
詳細については、申請を行った団体に別途通知する。

Ⅴ 選定結果及び指定の通知等

- 1 選定結果については、応募全法人等に文書で通知する。
- 2 指定管理者の候補者に選定された法人等は、自治法の規定に基づき議会の議決により確定し、議決後告示するとともに文書にて指定及び不指定の通知をする。

Ⅵ 協定の締結

1 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、次に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

- (1) 基本協定
 - 指定期間全体（5年間）を通じて適用する事項については包括協定を締結す

る。

【基本協定の主な内容（予定）】

- ア 管理業務の基本的項目（業務の内容、管理施設の範囲等）
- イ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ウ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- エ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- オ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- カ 指定の取消し等に関する事項
- キ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ク 管理業務の引継ぎに関する事項
- ケ その他

(2) 年度協定

年度（４月１日～翌年３月３１日）ごとに取り決めるべき事項については、年度協定を締結する。

【年度協定の主な内容（予定）】

- ア 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ウ その他

(3) その他

指定管理者が管理の開始前までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除できるものとする。

- ア 財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。
- イ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

別紙1 使用料収入見込

令和7年4月から使用料及び減免基準を改定したことから、令和7年度の使用料収入（減免適用後額）は下記のとおり見込んでいる。

施設名	区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)
		使用料（円）	使用料（円）	使用料（円）	使用料（円）
石川スポーツ ラウンド くろいそ （くろい そ運動 場）	体育館	2,029,850	2,671,160	3,746,640	4,613,000
	管理棟	125,400	367,250	491,250	282,000
	武道館	620,580	650,870	792,000	775,000
	野球場	281,460	562,220	812,400	1,145,000
	野球場夜間照明	75,000	187,500	113,750	168,000
	テニスコート	3,940,870	4,439,630	4,644,390	5,519,000
	テニスコート夜 間照明	1,868,600	2,282,300	2,108,700	2,535,000
	補助球場	93,310	266,380	296,440	338,000
	施設計	9,035,070	11,427,310	13,005,570	15,375,000
那珂川河 畔運動公 園	野球場	166,110	172,550	198,320	303,000
	ソフトボール場	147,650	212,440	225,240	181,000
	サッカー場	44,500	32,250	162,750	28,000
	ラグビー場	80,880	136,470	126,950	117,000
	施設計	439,140	553,710	713,260	629,000
那珂川河 畔公園	プール	579,100	791,950	647,950	950,000
	施設計	579,100	791,950	647,950	950,000
青木サッ カー場	体育館	439,880	492,870	459,930	1,023,000
	グラウンド	685,000	4,207,770	3,961,120	3,322,000

	グラウンド夜間照明	2,086,790	794,000	828,250	1,423,000
	施設設計	3,211,670	5,494,640	5,249,300	5,768,000
三和住宅 にしなす のスポーツ プラザ (にしな すの運動 公園)	体育館	3,454,200	4,051,230	5,354,130	5,172,000
	プール	4,044,650	4,656,630	5,464,780	5,238,000
	多目的広場	87,910	218,860	190,710	280,000
	屋外バスケット ボールコート	-	-	-	21,000
	施設設計	7,586,760	8,926,720	11,009,620	10,711,000
塩原 B & G 海洋セ ンター	体育館	199,700	315,780	498,000	439,000
	プール	210,900	164,300	183,100	369,000
	施設設計	410,600	480,080	681,100	808,000
塩原運動 公園	運動公園広場	10,080	107,000	8,000	117,000
	野球場	94,860	126,360	128,500	121,000
	テニスコート	10,600	2,800	0	0
	施設設計	115,540	236,160	136,500	238,000
MIYAZAW A 関谷南 パーク (関谷南 公園)	げんき広場	120,620	57,250	47,890	71,000
	野球場	213,430	316,960	275,830	374,000
	夜間照明	230,000	273,000	243,000	243,000
	施設設計	564,050	647,210	566,720	688,000
合計		21,941,930	28,557,780	32,010,020	35,167,000

別紙2 指定管理料積算内訳（年間）

	内 訳		金 額（千円）	備 考
収 入	使用料収入		35,167	
	指定管理料		224,341	
			合計 259,508	
支 出	人件費 （１）	管理責任者および管理職員 1 1 名	139,706	
		臨時職員 7 0 名程度（期間限定職員含む）	小計 139,706	
	事務費 （２）	管理経費	6,981	
		（事務・管理・教育・福利・会議費等）	小計 6,981	
	管理費 （３）	光熱水費（電気、上下水道料、ガス代）	41,261	
		消耗品費 （管理用資材、PC用品、要用紙、ごみ袋、衛生消耗品、蛍光灯、電球、ゴムチップ、緑地管理用器具等）	11,869	
		通信費（電話、インターネット）	1,580	
		車両費 （車検、トラクター整備費等、車両燃料代等）	4,491	
		燃料費 （プールボイラー（灯油）、※暖房用灯油）	12,798	
		修繕費 （建造物、備品等 ※原材料費含む）	6,000	
		印刷製本費（申請書、回数券）	1,045	
		委託料（別紙仕様書のとおり）	14,490	
		賃借料（レジ、電話機、モップ、コピー機等）	2,488	
		手数料（キャッシュレス決済手数料）	173	
		負担金（防火管理組合費、講習会費）	112	
		保険料（施設賠償加入等）	1,225	
		租税公課（印紙、諸税等）	13,967	
		管理諸費（被服等）	1,322	
			小計 112,821	
			合計 259,508	消費税込
	（１）＋（２）＋（３）			

別紙3 施設利用者数

施設名		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数
くろいそ運動場	体育館	352	47,495	360	59,133	356	63,618
	アリーナ						
	トレーニングルーム						
	武道館	292	15,946	339	17,258	333	17,500
	剣道場						
	柔道場						
	野球場	100	7,572	122	11,568	132	12,307
	テニスコート	331	65,385	355	72,386	353	70,751
	補助球場	210	6,892	230	9,158	233	8,860
	管理棟	237	2,094	221	2,821	234	2,445
	小計	1,522	145,384	1,627	172,324	1,641	175,481
那珂川河畔運動公園	野球場	281	8,921	241	7,500	250	6,306
	ソフトボール場	172	8,492	153	8,156	175	7,970
	サッカー場	26	1,501	97	1,281	30	2,525
	ラグビー場	62	1,510	57	1,393	58	1,645
	小計	541	20,424	548	18,330	513	18,446
那珂川河畔公園プール		38	3,932	39	5,857	34	5,365
青木サッカー場	体育館	338	8,971	357	8,842	357	9,610
	芝グラウンド	319	55,347	334	59,076	337	56,976
	小計	657	64,318	691	67,918	694	66,586
にしなすの運動公園	体育館	342	53,627	359	67,805	357	82,758
	アリーナ						
	トレーニングルーム						
	プール	299	19,271	310	22,985	306	23,357
	多目的運動広場	82	9,857	101	10,377	128	12,152
	小計	723	82,755	770	101,167	791	118,267
塩原B & G 海洋センター	体育館	313	6,121	324	6,379	300	9,465
	トレーニングルーム						
	ミーティングルーム						
	プール	108	2,911	105	2,137	104	2,232
	小計	421	9,032	429	8,516	404	11,697
塩原運動公園	運動広場	9	79	9	398	4	74
	野球場	43	973	20	1055	49	1,555
	テニスコート	25	93	22	55	12	64
	小計	77	1,145	51	1,508	65	1,693

関谷 南 公園	げんき広場	161	5,282	101	3,995	89	3,501
	野球場	253	8,443	224	7,876	234	10,681
	小計	414	13,725	325	11,871	323	14,182
合計		4,393	340,715	4,480	387,491	4,400	411,717

別紙4

現地見学会参加申込書

那須塩原市教育部スポーツ振興課 行

E-mail : sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp

○申込期限：令和7年6月30日（月）17時まで

○申込方法：本様式に記入の上、E-mailに添付して、上記メールアドレスに送付

○説明会の参加は任意とし、指定申請の要件ではない。

案件名	那須塩原市体育施設等指定管理者
団体名	
所在地	
担当者	
E-mail	
TEL	